**令和２年度ＪＡ都市農村交流助成要領**

令和２年８月

ＪＡ都市農村交流全国協議会

１．目的

都市農村交流等の取り組み活発化および質的向上を期して、会員活動に関する費用

の一部助成を行う。

※都市農村交流等の取り組みとは、食農教育、都市農村交流、農泊等を主な交流内

容としたものとなる。

1. 助成対象
2. 対象団体

ＪＡ都市農村交流全国協議会会員のＪＡおよび都道府県中央会の会員。但し、全

国機関・賛助会員・学校教育機関会員は含まない。

1. 対象事業

令和２年度の計画事業･活動、かつ令和３年３月までに実施の以下の事項を対象

とする。

1. 都市農村交流等の体験企画の取り組みに関する経費（農業体験料、貸切バス代金、募集費など）の一部
2. ＪＡ・中央会職員または組合員等を対象とした都市農村交流等の取り組みに関する人材育成のための勉強会の経費（講師謝金･旅費）の一部
3. 本協議会が認めたＪＡグループ主催の研修会・セミナーへの参加費の一部
4. 助成会員数

上限40会員

1. 助成の条件および助成金額
   * 1. 都市農村交流企画の経費について、1申請上限３万円(税込)を助成する。【２(2)①】
     2. 都市農村交流についての勉強会の経費について、1申請上限３万円(税込)を助成する。講師派遣依頼は本協議会事務局経由または会員が直接行うことができる。【２(2)②】
     3. ＪＡグループ主催の助成対象の研修会・セミナーへの参加費について、一人当たり上限５千円(税込)を助成する。但し、１研修会・セミナーにつき１会員２名までとする。

＜助成対象研修・セミナー＞

◆自然・農林体験活動におけるリスクマネジメント研修会

内容：受入時の事故防止や対応方法など講義、グループワーク予定

［主催：（一社）全国農協観光協会］

◆農泊研修２０２０

　　　　内容：国内外からの旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊や食事の提供、各種体験コンテンツ、お土産販売等を通じて農林水産物の消費拡大、及び農山漁村の所得向上を図る「農泊」に取り組もうとする、もしくはすでに取り組んでいるＪＡ（担当者）へ向けて農泊地域づくりへの知見の提供、取り組みを牽引する担い手へ向けての課題解決や、質の向上、更なるレベルアップを図ることを目指す。

〔協議会と㈱農協観光の共催〕

※現在対象としている研修・セミナーは上記のとおり。

　　　　　　　　　　　　　　　　 　【２(2)③】

* + 1. ＪＡ都市農村交流全国協議会主催の研修・セミナーへの参加にかかる旅費について１人あたり上限５千円（税込）を助成する。但し、１研修会・セミナーにつき１会員２名までとする。　　【２(2)③】

⑤上記①～④の実施は令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの期間内に実

施するものを対象とする。

※終了分も対象とする。

* 1. 助成金額は３万円(税込)を上限とし、これを上回る費用は、ＪＡの負担とし、下回る場合は実費とする。但し、前項③・④のセミナー・研修会に関しては、一人当たり５千円（税込）を上限とする。
  2. 前項①・②は、年間１会員いずれか１回限りの助成とする。但し、前項③･④のセミナー・研修会に関しては、前項①・②の助成金の支給に関わらず、年間１会員各セミナー・研修会１回の助成とする。

1. 申請手続き

（１）応募開始日

随時受付し、先着40ＪＡに達し次第、締め切りとする。

但し、同日に条件を満たす応募が40ＪＡを超えた場合は抽選により決定する。

（２）交付申請書の提出

様式１「申請書」に必要書類を添付の上、郵送、ｅ-mailまたはファックスにて

協議会事務局へ送付する。

（３）回答

事務局は申請内容を確認し、順次、様式２｢助成決定通知書｣にて回答する。

（４）実施報告

開催要領の添付があれば、報告書の提出は求めない。終了後に改めて本協議会事

務局から実施・出席を確認する場合がある。

５．助成金の支払い

①　実施の確認が取れ次第、以下の②・③に基づき、実施の翌月末までに指定口座へ支払うものとする。

②　都市農村交流企画の経費【２(2)①】、勉強会講師謝金･旅費等【２(2)②】については、請求書（写し）に基づき、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。

1. 研修会・セミナーへの参加費・旅費【２(2)③】については、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。

６．その他

（１）保険の加入

都市農村交流企画実施の際、事故等が発生した場合、当協議会はその責を負わな

いものとする。各自旅行傷害保険加入等の対策を講じることとする。

（２）助成金の取り消し・返還

申請書の記載の通りに実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払い

を取り消す（支払い済みの場合は返還を求める）場合がある。

（３）要領の見直し

助成対象や金額は毎年度見直しを行うこととする。

以上

|  |
| --- |
| 【本件に関するお問い合わせ】  ＪＡ都市農村交流全国協議会事務局  （ＪＡ全中　営農・くらし支援部　くらし・高齢者対策課　担当：小池）  TEL：03-6665-6241／FAX：03-3217-5073  E-mail：[ja-koryu@zenchu-ja.or.jp](mailto:ja-koryu@zenchu-ja.or.jp) |